

● 規程改正の概要

要 旨	「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」の一部改正等に伴い、「地方独立行政法人山梨県立病院機構放射線障害予防規程」の一部改正を行う。
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構放射線障害予防規程の一部改正(規程第5号)</p> <p>【改正点】</p> <p>「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(以下、障防法という)の一部改正(平成24年4月1日施行)に伴う文言及び項目の追加と、放射性同位元素等の保管及び廃棄に関して不足している文言及び項目の追加、修正を行う。</p> <p>1 障防法の一部改正に伴う文言及び項目の追加 障防法の一部改正により、放射化物(放射性汚染物)が規制対象に追加されたため、放射性同位元素等の定義に「放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物」という文言を追加し、当該汚染物の廃棄に関する項目を追加する。 <u>第18条第1項および第20条第3項</u></p> <p>※ 放射化物とは、リニアックなどの放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によって汚染された物をいう。</p> <p>※ 放射化された部品は、修理および解体等により放射線発生装置から外された時点で、放射化物として規制対象となる。</p> <p>2 放射性同位元素等の廃棄に関する文言の修正 放射性同位元素等の表記が不十分であるため、文言を修正する。 <u>第20条第1項および第20条第2項</u></p> <p>3 放射性同位元素等の保管と廃棄に関する項目の追加 記帳に関する規定が不足しているため、項目を追加する。 <u>第18条第2項および第20条第4項</u></p>
施行期日	平成26年10月1日から施行する。

地方独立行政法人山梨県立病院機構放射線障害予防規程 新旧対照表

新	旧
<p>(放射性同位元素等の保管)</p> <p>第18条 <u>放射性同位元素又は放射性同位元素若しくは放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物</u>（以下「放射性同位元素等」という）は、<u>府令第17条第1項各号に規定する技術上の基準及び要領に従って保管しなければならない。</u></p> <p>2 <u>放射性同位元素等を保管しようとする者は、府令第24条第1項各号の定めるところにより、その都度記帳しなければならない。</u></p> <p>(放射性同位元素等の廃棄)</p> <p>第20条 <u>放射性同位元素等を廃棄しようとする者は、廃棄業者に引き渡すことにより廃棄しなければならない。</u></p> <p>2 <u>放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を廃棄しようとする者は、廃棄業者に引き渡すことにより、又は府令第19条に規定する技術上の基準及び要領にしたがって廃棄しなければならない。</u></p> <p>3 <u>放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物を廃棄しようとする者は、装置から外した後、すみやかに廃棄業者に引き渡すことにより、又は府令第19条に規定する技術上の基準及び要領にしたがって廃棄しなければならない。</u></p> <p>4 <u>放射性同位元素等を廃棄しようとする者は、府令第24条第1項各号の定めるところにより、その都度記帳しなければならない。</u></p>	<p>(放射性同位元素等の保管)</p> <p>第18条 <u>放射性同位元素又は放射性同位元素</u>（以下「放射性同位元素等」という）は、<u>府令第17条第1項各号に規定する技術上の基準及び要領に従って保管しなければならない。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(放射性同位元素等の廃棄)</p> <p>第20条 <u>放射性同位元素</u>を廃棄しようとする者は、廃棄業者に引き渡すことにより廃棄しなければならない。</p> <p>2 _____<u>放射性同位元素によって汚染された物を廃棄しようとする者は、廃棄業者に引き渡すことにより、又は府令第19条に規定する技術上の基準及び要領にしたがって廃棄しなければならない。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>